

日本緑化工学会会則

昭和 41 年 12 月 16 日 制定〔日本緑化工研究会〕
平成元年 5 月 30 日 改定〔日本緑化工学会〕
平成 23 年 9 月 10 日 改定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は日本緑化工学会と称し、緑の再生、創出、保護、管理等に関する研究を推進し、広く緑化技術の向上発展を図り、もって自然環境の保全、生態系の早期回復、生活環境の改善等に寄与することを目的とする。

(目的)

第 2 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑化に関する研究、調査ならびに普及
- (2) 研究発表会、研究会、技術検討会、講演会、及び見学会等の開催
- (3) 「日本緑化工学会誌」(和文誌)の刊行
- (4) 「Landscape and Ecological Engineering」(欧文誌)の共同刊行
- (5) 図書、資料等の発行
- (6) 緑化に関する学術交流
- (7) 日本緑化工学会賞の授与
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

(本部)

第 3 条 本会は、本部を東京農業大学 地域環境科学部森林総合科学科 治山・緑化学工研究室内に置く。

(事務局・支部)

第 4 条 本会は、理事会の議決を経て、必要の地に事務局・支部を置くことができる。

第 2 章 会員及び会費

(会員の種別)

第 5 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助する団体
- (3) 購読会員 会誌の購読のみを目的とする団体、または個人
- (4) 学生会員 大学(大学院、短大を含む)、高等専門学校に在籍している者
- (5) 名誉会員 緑化に関し、または本会に特に功績のあった者で、総会の議決をもって推挙された者

(会費)

第 6 条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 8,000 円
- (2) 賛助会員 年額 35,000 円以上

(3) 購読会員 年額 8,000 円

(4) 学生会員 年額 4,000 円

(5) 名誉会員 会費を納めることを要しない

2. 欧文誌を購読する場合、以下の金額を追加する

(1) 正会員・賛助会員 年額 7,350 円

(2) 学生会員 年額 4,200 円

(入会)

第 7 条 本会の会員になろうとする個人または団体は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 入会者は所定の入会手数料を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員は、次の事由のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。

(1) 退会したとき

(2) 死亡、または会員である団体が消滅したとき

(3) 会費を 2 年以上滞納したとき

(退会)

第 9 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第 10 条 会員が本会の事業を妨げ、または本会の名誉を傷つける行為があったときは、理事会の議決を経て、会長が除名することができる。

第 3 章 役員及び評議員

(役員)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 20 名以上 30 名以内(うち、会長 1 名、副会長 2 名)

(2) 監事 2 名

(役員を選任)

第 12 条 役員を選任は次の各号による。

(1) 理事は、総会において互選により選出する。

(2) 会長、副会長は、理事会において互選により選出する。

(3) 監事は、総会において互選により選出する。

(役員職務)

第 13 条 会長は会務を総理し、本会を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときその職務を代行する。

3. 理事は会長を補佐し、会務を分担処理して総会の決議した事項を処理する。

4. 理事は理事会を組織して、この会の会則に定めるもののほか、総会の権限に属せしめられた事項以外のことを議決する。

5. 監事は次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計を監査すること
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること
- (3) 会計及び業務の執行について不正の事実を発見したとき、これについて総会または理事会を招集すること

(役員任期)

第14条 役員任期は選出されてから次の改選期までとし、再任を妨げない。ただし、会長は3期連続の重任は認めない。

2. 役員改選は2年ごとに行う。

3. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第15条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上義務違反、その他役員たることにふさわしくない行為があると認められたとき

(評議員)

第16条 評議員は理事会の推薦により正会員の中から会長が40名以内を委嘱する。

2. 評議員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3. 評議員は会長の諮問に応じ、本会の事業の遂行に関して会長に助言する。

4. 評議員会は年に1回以上開催する。

第4章 会議

(会議の種別)

第17条 本会の会議は、総会及び理事会で必要と認められた会議とする。

(総会の種別)

第18条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第20条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会則の変更
- (4) 総会で必要と認められた事項
- (5) その他会長が付議した事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次のいずれか該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 第13条第5項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(総会の招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第2号または第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、会議のつど、出席正会員の互選で定める。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員の5分の1以上の者の出席がなければ開催することができない。ただし、当該議事について書面をもって表決した者、または他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第26条 理事会は、毎年2回以上会長が招集する。

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第28条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 本会に関わる重要事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 会長が付議した事項
- (5) その他総会の議決を要しない事項

(理事会の議長)

第29条 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数)

第30条 理事会は、理事の3分の2以上の者の出席がなければ開催することができない。ただし、当該議事について書面をもって表決した者、または他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(理事会の議決)

第31条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもつ

て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の議事録)

第 32 条 会議における議事の経過及びその結果は、議事録に記載し、議長及び出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保有する。

第 5 章 会務

(理事担当)

第 33 条 本会の会務を執行するため、事業部門と研究部門の 2 部門を置き、理事の中から部門長を定める。

2. 事業部門には、総務、経理、企画・事業、編集、学術国際交流の各部会を置き、理事の中から担当理事を定め、うち 1 名を部会長とする。

3. 研究部門には、緑化に関する重要課題の研究を推進するため、部会を置くことができる。

4. 第 1 項及び第 2 項に規定する部門長、部会長及び担当理事は理事会で定める。なお、部門長、部会長及び担当理事は兼任することができる。

5. 研究部門の各部会の設置、解散は理事会で定める。

6. 各部会には、会務の執行を円滑に行うため、幹事を置く。幹事は、正会員の中から各部会長が推薦し、理事会で定める。

(事業部門：総会部会)

第 34 条 総務部会の担当事項は、次のとおりとする。

- (1) 会員の入退会に関する事
- (2) 総会及び理事会に関する事
- (3) 評議員会に関する事
- (4) 関係団体との連絡調整に関する事
- (5) 名誉会員の推挙に関する事
- (6) 日本緑化工学会賞に関する事
- (7) その他必要な事項

(事業部門：経理部会)

第 35 条 経理部会の担当事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算の経理に関する事
- (2) 決算に関する事
- (3) 基本財産、運用財産の管理に関する事
- (4) そのほか必要な事項

(事業部門：企画・事業部会)

第 36 条 企画・事業部会の担当事項は、次のとおりとする。

- (1) 研究成果の発表に関する事
- (2) 技術検討会、講演会、見学会に関する事
- (3) 技術普及、教育に関する事
- (4) その他必要な事項

(事業部門：編集部会)

第 37 条 編集部会の担当事項は、次のとおりとする。

- (1) 学会誌、その他刊行出版物に関する事
- (2) その他必要な事項

(事業部門：学術国際交流部会)

第 38 条 学術国際交流部会の担当事項は、次のとおりとする。

- (1) 日本学術会議に関する事
- (2) 国際学術交流に関する事
- (3) その他必要な事項

(研究部門)

第 39 条 研究部門の各部会は、それぞれの研究を推進するため、自主的に研究会を開催することができる。研究会には、会員は自由に参加することができる。なお、原則として、研究成果は本学会誌に発表するものとする。

(委員会)

第 40 条 会務を執行するため必要であるときは、委員会を設置することができる。委員会に関する規定は、理事会が定める。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(会計年度)

第 43 条 本会の会計年度は、毎年 8 月 1 日に始まり、翌年 7 月 31 日に終わる。

第 7 章 その他

(会則の変更)

第 44 条 本会則は、総会の議決を経て変更することができる。

(会則の施行)

第 45 条 本会の会則の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則 会計年度の変更は平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日までとすることによって行なう。

附則 会計年度の変更は平成 22 年度を平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までとすることによって行なう。